

千葉市道路施設標準図の主な変更点（令和6年10月1日改定）

1 付属施設工

(1) 自転車走行環境整備関係図面の修正

※[ちばチャリ・すいすいプラン 第3期改定版（2024年7月）](#)の内容を反映

ア 自転車走行方向の認知の向上を目的とし、ピクトグラムのデザインを変更

(ア) デザインを千葉市独自のデザイン（ヘルメットを追加）に変更

(イ) 自転車駐輪場を示す「P」をピクトグラムに追加

(ウ) 「左側通行」の路面標示を追加

イ コスト削減の対応として、自転車専用通行帯における帯の幅（300mmから150mmに変更）や矢羽根の路面標示の設置間隔（一般部を10m間隔から20m間隔に変更）を変更

千葉市道路施設標準図集の主な変更点（令和6年4月1日改定）

1 小型水路工

(1) 盗難防止マーキングの位置図を新規追加

2 防護柵工

(1) 防護柵の基礎形式の標準を土中式とし、コンクリート基礎図面を削除

※「防護柵の設置基準・同解説」の設計条件を満たす構造を採用し基礎ブロックを採用する場合は個別に設計をおこなうこととする」を追記。

(2) 生活道路用柵を新規追加

※「防護柵の設置基準・同解説」が平成28年に改定された際に追加された、新しい防護柵。生活道路の交通事故の実態等を踏まえて設計条件を設定し、車両が歩道に進入する事故から歩行者を守る事を主目的に開発。

※防護柵の設置基準・同解説の支柱埋め込み例を参考に基礎ブロックを標準とする。

3 付属施設工

(1) 標識板面の材質を超高輝度広角反射シートから「カプセルレンズ型反射シート」に修正

※土木工事共通仕様書（千葉市）の表記に合わせる

(2) 道路愛称名標識図を新規追加

(3) 標識、道路反射鏡の設計風速を標準の40m/secとし20m/secを削除

※道路標識設置基準・同解説、道路反射鏡設置指針の標準値を採用

(4) 照明灯姿図の灯具を現在の仕様に修正（灯具詳細は削除）

(5) カバー付ナイフスイッチをジョイントユニットに変更

※防水機能のある配線器具を採用

(6) 自転車走行環境整備関係図面の修正

※ちばチャリ・すいすいプランの更新内容を反映し、啓発看板削除、自転車レーンの整備位置変更、矢羽根の間隔見直し、ピクトグラムを修正

(7) ベンチの構造図を新規追加

4 舗装工

(1) 歩行空間整備マニュアルの更新内容（令和6年4月1日施行）を反映

※車両乗り入れ部の舗装構成への注記追加